

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次 (略)			目次 (略)		
第 1 章 総則			第 1 章 総則		
1-1~1-2 (略)			1-1~1-2 (略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
た	(略)	(略)	た	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		大臣認定要領	道路運送車両法の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領について (平成 14 年 10 月 25 日付国自審第 883 号) 別添の道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1-3-1 (略)			1-3-1 (略)		
1-4~1-6 (略)			1-4~1-6 (略)		
第 2 章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法			第 2 章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法		
2-1 審査の開始			2-1 審査の開始		
審査は、原則として、国土交通大臣から申請書等を受領した旨連絡があり、かつ、申請者等から審査に係る書面の提出があったときに開始するものとする。			審査は、原則として、国土交通大臣から申請書等を受領した旨連絡があり、かつ、申請者等から審査に係る書面の提出があったときに開始するものとする。		
2-2 審査の実施方法			2-2 審査の実施方法		
(1) 法、施行規則及び保安基準によるほか、次に掲げる法令等に基づき、自動車、共通構造部及び自動車の装置 (以下第 2 章において「自動車等」という。) 並びに業務管理システムの審査を実施するものとする。			(1) 法、施行規則及び保安基準によるほか、次に掲げる法令等に基づき、自動車、共通構造部及び自動車の装置 (以下第 2 章において「自動車等」という。) 並びに業務管理システムの審査を実施するものとする。		
① 自動車型式指定規則			① 自動車型式指定規則		
② 共通構造部型式指定規則			② 共通構造部型式指定規則		
③ 装置型式指定規則			③ 装置型式指定規則		
④ 燃費算定等に関する省令			④ 燃費算定等に関する省令		

新	旧
<p>⑤ 自動車の特定制造等の許可に関する省令 ⑥ 細目告示 ⑦ 適用関係告示 ⑧ 燃費算定等に関する告示 ⑨ 長距離耐久告示 ⑩ 自動車の特定制造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 ⑪ 技術基準通達 ⑫ 審査基準通達 ⑬ 自動車型式認証実施要領 ⑭ 共通構造部型式指定実施要領 ⑮ 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 ⑯ 共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領 ⑰ 装置型式指定実施要領 ⑱ 輸入自動車特別取扱制度 ⑲ <u>道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領</u> ⑳ <u>道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領</u> ㉑ 自動車の特定制造等の許可実施要領 ㉒ 自動車の特定制造等の許可に関する省令及び自動車の特定制造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるものについて（依命通達） ㉓ その他自動車等及び業務管理システムの審査に係る通達</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>2-3～第11章 (略)</p> <p>様式1～様式4 (略)</p> <p><u>様式5-1</u> 道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定に基づく試験自動車の審査結果通知書</p>	<p>⑤ 自動車の特定制造等の許可に関する省令 ⑥ 細目告示 ⑦ 適用関係告示 ⑧ 燃費算定等に関する告示 ⑨ 長距離耐久告示 ⑩ 自動車の特定制造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 ⑪ 技術基準通達 ⑫ 審査基準通達 ⑬ 自動車型式認証実施要領 ⑭ 共通構造部型式指定実施要領 ⑮ 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 ⑯ 共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領 ⑰ 装置型式指定実施要領 ⑱ 輸入自動車特別取扱制度 ⑲ <u>大臣認定要領</u> <u>(追加)</u> ㉑ 自動車の特定制造等の許可実施要領 ㉒ 自動車の特定制造等の許可に関する省令及び自動車の特定制造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるものについて（依命通達） ㉓ その他自動車等及び業務管理システムの審査に係る通達</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>2-3～第11章 (略)</p> <p>様式1～様式4 (略)</p> <p><u>様式5</u> 道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定に基づく試験自動車の審査結果通知書</p>

新	旧
<p><u>様式 5-1</u> (3-1 関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 自動車技術総合機構理事長</p> <p>道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定に基づく試験自動車の 審査結果通知について</p> <p>年 月 日付け 号にて審査依頼がありました、下記に掲げる車 名及び型式の試験自動車について指示内容を審査した結果、「道路運送車両の保安基 準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合 {する/しない} と判断したので通 知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;">{保安基準の緩和を要する項目}</p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p>	<p><u>様式 5</u> (3-1 関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 自動車技術総合機構理事長</p> <p>道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定に基づく試験自動車の 審査結果通知について</p> <p>年 月 日付け 号にて審査依頼がありました、下記に掲げる車 名及び型式の試験自動車について指示内容を審査した結果、「道路運送車両の保安基 準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合 {する/しない} と判断したので通 知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;">{保安基準の緩和を要する項目}</p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p>
<p><u>様式 5-2 道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく自動車の審査結果 通知書</u></p> <p><u>様式 5-2</u> (3-1 関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 自動車技術総合機構理事長</p>	<p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p data-bbox="273 220 1008 277">道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく自動車の 審査結果通知について</p> <p data-bbox="176 312 1090 437">年 月 日付で から申請がありました、下記に掲げ る車名及び型式の自動車について、該当する保安基準の項目を審査した結果、「道路運 送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合 {する/しない} と 判断したので通知します。</p> <p data-bbox="620 472 649 496">記</p> <p data-bbox="418 531 613 560">車名 型式</p> <p data-bbox="407 595 647 624">{審査に関する所見等}</p> <p data-bbox="163 691 380 719">様式 6～様式 8 (略)</p>	<p data-bbox="1128 691 1346 719">様式 6～様式 8 (略)</p>

附則(令和 8 年 3 月 2 日規程第 35 号)

この規程は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。